

船舶事故調査報告書

令和2年8月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和元年11月6日 10時30分ごろ
発生場所	滋賀県長浜市西浅井町菅浦の船だまり（琵琶湖北部） 鉢伏山三等三角点から真方位258°580m付近 （概位 北緯35°27.5′ 東経136°08.6′）
事故の概要	漁船 暁丸 ^{あかつき} は、北北西進中、また、旅客船つづらお丸は、東南東進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和元年11月22日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 暁丸、3.7トン SG6-5356（漁船登録番号）、個人所有 B 旅客船 つづらお丸、5トン未満（長さ11.95m） 243-17187滋賀、有限会社カンポ
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	A 軽傷1人（船長A） B なし
損傷	A 船尾部外板に破口等 B 船尾部外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 1、視界 良好 水象：湖上 平穏
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、三方を海面上高さ約3mの防波堤で囲まれた船だまり出入口（以下「本件出入口」という。）の東方沖で機関を中立とし、本件出入口（幅約5m）を確認したところ、出航する他船が見当たらなかったので出航船はいないと思い、回頭して船尾を本件出入口に向け、機関を後進とし、約2ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で北北西進したところ、船だまりから出航するB船が至近に迫っているのを認め、機関を前進にして左舵をとったものの、A船の船尾部とB船の船尾部とが衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、本件出入口を確認したところ、入航する他船を見掛けなかったので入航船はいないと思い、機関を後進とし約4knの速力で船だまりを東南東進中、本件出入口を出たところで至近に迫ったA船を認め、機関を中立にしたもののA船の船尾部と衝突した。 船長Bは、A船が防波堤の陰に隠れており、船だまりから出るまでA船に気付かなかったと本事故後に思った。

<p>分析</p>	<p>A船は、北北西進中、船長Aが、出航船がないと思い、後進しながら入航したことから、船だまりから出てきたB船が至近に迫っているのを認め、機関を前進にし左舵をとったもののB船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、東南東進中、船長Bが、入航船はないと思い、後進しながら出航したことから、本件出入口を出たところで至近に迫ったA船を認め、機関を中立にしたもののA船の船尾部と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、A船が北北西進中、B船が東南東進中、船長Aが、出航船はないと思い、後進しながら入航し、また、船長Bが、入航船はないと思い、後進しながら出航したため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防波堤等が陰となって見通しの悪い船だまりに出入航する際は、出入口付近で出入航する他船と出会うおそれがあることを想定し、直ちに停止できる速力で航行すること。